

議案第六十三号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港区長 清 家 愛

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「若しくは」を「、」に改め、「同じ。」の下に「若しくは認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成十三年五月七日付十二福子推第千百五十七号）に規定する認証保育所をいう。第十一条第四項において同じ。）」を加える。

第十一条第四項ただし書中「社会福祉施設」の下に「又は認証保育所」を加える。

第四十八条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十八条第一項の改正規定は、令和七年十月一日から施行する。

（説 明）

児童発達支援事業所の職員の配置及び設備の基準を緩和するため、本案を提出いたします。